

週刊住宅

2018年(平成30年) 2月12日号
NO. 2800 (毎週月曜日発行)

年々購読料 18,500円 本体・送料込み(税込み19,980円)

CFネッツ流 新・大家実践塾

(前回の続き)

次の問題は遺留分である。Hさんいわく、売却するか、賃貸するか、自分で住むか、は現時点では決められないとのこと。どちらにしても、この物件の管理に長女の後見人からさんでると面倒になる。

Hさんが単独で管理できるようにしておく必要がある。家以外にもまとまった財産があるようであれば、

4 余命1~2カ月の遺言相談 ④

家は次女、他の財産は長女

ばならない。

と遺言を書いておけば良いが、財産はこの家だけのこと……。

被後見人である長女と不動産を共有すると、遺産分割協議と同様、後見人との調整が必要になる。それならばHさんの単独所有にすれば良いかと

いうと、ここで長女の遺留分の問題が生じる。長女が、家を次女が引き継ぐことについて納得していれば良い、というものでない。長女には後見人が就くので、長女が要らないと言っても、後見人は確実に遺留分を請求する。どうしても、長女の遺留分の手当はしておかなければ

問題も解決できる。

記申請の予定だったが、4日午前倒しに行った。

しばらくは賃貸物件として使った必要なきに売却する、ということ柔軟に行える。「それなら、信託の方がいいよね？」と母親。うなずくHさん。

その場で信託による所有権移転登記に必要な書類、曜日も大丈夫だったかも知れないな、

しづるは賃貸物件として使った必要なきに売却する、ということ柔軟に行える。「それなら、信託の方がいいよね？」と母親。うなずくHさん。

その場で信託による所有権移転登記に必要な書類、曜日も大丈夫だったかも知れないな、

しづるは賃貸物件として使った必要なきに売却する、ということ柔軟に行える。「それなら、信託の方がいいよね？」と母親。うなずくHさん。

その場で信託による所有権移転登記に必要な書類、曜日も大丈夫だったかも知れないな、

しづるは賃貸物件として使った必要なきに売却する、ということ柔軟に行える。「それなら、信託の方がいいよね？」と母親。うなずくHさん。

その場で信託による所有権移転登記に必要な書類、曜日も大丈夫だったかも知れないな、

長女の遺留分は受益権化で対応

と、祝日と土日、祝日と土日を挟むの

2018年2月12日
大船アスク 〒247-0056 神奈川県鎌倉市大船2-19-35
ブログもやっています！
<http://ameblo.jp/kova-n>

分の問題が生じる。長女が、家を次女が引き継ぐことについて納得していれば良い、というものでない。長女には後見人が就くので、長女が要らないと言っても、後見人は確実に遺留分を請求する。どうしても、長女の遺留分の手当はしておかなければ

不動産の権利証、母親の印鑑証明書、次女の住民票の取得をHさんをお願いし、世戸弁護士に信託契約書の作成を、T司法書士に信託による所有権移転登記の準備をお願いした。

この日を逃すと登記申請ができるのは3日後。何が起るか分からないので、T司法書士には無理を申請を間に合わせていた。

次の日、「病状が悪化した。母が緊急搬送されまし

2018年2月12日
大船アスク 〒247-0056 神奈川県鎌倉市大船2-19-35
ブログもやっています！
<http://ameblo.jp/kova-n>

鎌倉鑑定
小林 雅裕
電話 0467-22-7772
ファクス 045-330-5773
携帯 080-4196-1167
メール koba@ayashi@kkantei.com
本社 〒248-0007 神奈川県鎌倉市大町1-20-30